

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	1 / 17

1.0 方針

Kaiser Foundation Health Plans (KFHP) と Kaiser Foundation Hospitals (KFH) は、社会的弱者が医療ケアを気軽に利用できるプログラムの提供に取り組んでいます。この取り組みでは、保険未加入であるか十分な保険に加入していない低所得の患者（要件を満たしている場合）を対象に、医療サービスに対する支払い能力が障壁となって救急治療や医療上必要な治療を受けることができない場合、医療費の資金援助などを行います。

2.0 目的

同方針は、救急治療や医療上必要な治療を受ける際に医療資金援助（MFA）プログラムを通して資金援助を受ける資格要件を説明しています。資格要件は、米国内国歳入法第501条（r）項、および各対象サービス、アクセスの方法、プログラム利用資格基準、MFAの医療資金援助の仕組み、援助される資金の算出基準、医療費未払いとなった際に許容される措置について記している関連法に順守しています。

3.0 適用範囲

同方針は以下の機関やその系列団体の雇用者に適用されるものとします。

- 3.1 Kaiser Foundation Health Plan, Inc.
- 3.2 Kaiser Foundation Hospitals
- 3.3 KFHP および H の系列団体
- 3.4 同方針は、別紙追加項目の「第 I 条 Kaiser Foundation Hospitals」に記載されている各 Kaiser Foundation Hospitals 施設に適用されます。尚、この追加項目は本書に組み込まれています。

4.0 定義

別紙 A - 方針に関する用語集をご参照ください。

5.0 規定

KFHP および H は、患者の年齢、障害の有無、性別、人種、宗教、社会的地位、移民としての在留資格、性的指向、国籍あるいは医療保険の有無にかかわらず、障壁となっている医療費の緩和を目的として、緊急治療や医療上必要な治療を受けることができない患者を対象にしている対象者の資力を考慮して提供する MFA プログラムを維持します。

- 5.1 **MFA の方針に基づいて追加で受けられるサービスと受けられないサービス。**
別紙追加項目の「第 II 条 MFA の方針に基づいて追加で受けられるサービスと受けられないサービス」で定めるものとします。

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	2 / 17

5.1.1 対象となるサービス。 MFAは、Kaiser Permanente（KP）関連施設（病院、医療センター、診療所など）、KFHP および H の外来薬局、あるいは KP のプロバイダーによって提供された緊急治療や医療上必要な治療、医薬サービスや医薬品、医療品に対して適用される可能性があります。さらに、MFA は以下のサービスや製品に適用される可能性もあります。

5.1.1.1 医療上必要なサービス。 疾患の予防、評価、診断、手当てのため必要とされ、かつ、主として患者や医療機関にとって便利であるという理由ではなく、KP のプロバイダーによって施されたか発注された治療、手当て、サービス。

5.1.1.2 処方薬や医薬品。 KFHP および H の外来薬局によって処方された処方薬と KP のプロバイダー、非 KP の救急治療機関、非 KP の緊急治療機関によって処方された処方薬。

5.1.1.2.1 後発医薬品。 必要に応じて優先的に使用した後発医薬品。

5.1.1.2.2 新薬。 KP のプロバイダーが新薬を処方する際に「処方通りに調剤（DAW）」や同様の後発医薬品がないと記した場合に処方される新薬。

5.1.1.2.3 市販薬または医薬品。 Medicare 受給者を対象者として、医薬品に関する免除を記した Medicare のパート D で定められた処方薬に適用。

5.1.1.2.4 Medicare 受給者。 Medicare 受給者を対象者として、医薬品に関する免除を記した Medicare のパート D で定められた処方薬に適用。

5.1.1.3 長期使用が可能な医療機器（DME）。 DME のガイドラインに従って、KP のプロバイダーが注文し、医療の必要性基準を満たす患者に KFHP および H が提供する。

5.1.1.4 保健教育クラス。 患者ケアプランの一環として KP のプロバイダーによって推奨され KP によって計画および提供される利用可能なクラスに関連する料金。

5.1.1.5 利用可能な追加サービス。 MFA の方針に基づいて、別紙追加項目の「第 II 条 MFA の方針に基づいて追加で受けられるサービスと受けられないサービス」で定められた追加で受けられるサービス。

5.1.2 追加で受けることができないサービス。 MFA は以下内容に適用されない可能性があります。

5.1.2.1 KP のプロバイダーによって定められた救急あるいは医療上必要であるとみなされないサービス。 これには以下が含まれますが、これらに限定されません。

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	3 / 17

5.1.2.1.1 主に審美目的での皮膚科関連サービスを含む美容外科またはサービス

5.1.2.1.2 不妊治療

5.1.2.1.3 医療消耗品

5.1.2.1.4 鍼治療、カイロプラクティック治療、マッサージ治療を含む代替医療

5.1.2.1.5 性機能障害の治療のための注射または器具

5.1.2.1.6 代理出産サービス

5.1.2.1.7 第三者賠償責任または個人保険の保護、労災補償の問題に関連するサービス

5.1.2.2 処方薬や医薬品。 救急あるいは医療上必要であるとみなされない処方薬および医薬品には、以下が含まれますが、これらに限定されません：（1）薬学および治療薬委員会の承認を受けていない医薬品、（2）KPのプロバイダーによって処方されていない市販薬および医薬品、（3）特別除外対象薬品（不妊、美容、性機能障害など）。

5.1.2.3 要件を満たしている Medicare パート D の加入者あるいは Low Income Subsidy (LIS) Program に登録した患者対象の処方薬。 Medicare・Medicaid サービスセンター（CMS）のガイドラインに従って、LIS プログラムに定められる要件を満たしている患者か Medicare Advantage パート D の加入者を対象とした処方薬の負担。

5.1.2.4 KP の施設以外で提供されたサービス。 MFA の方針は KP の施設または KP のプロバイダーによって提供されたサービスにのみ適用されるものとします。KP のプロバイダーによる紹介であっても、その全サービスは MFA 対象外です。非 KP の医療施設、緊急治療施設、救急治療施設をはじめ在宅介護、ホスピス、療養上の世話、療護サービスなどで提供されたサービス。

5.1.2.5 医療保険料。 MFA プログラムは医療保険料に関連する費用の支払いには役立ちません。

5.1.2.6 追加で受けることができないサービス。 MFA の方針に基づいて、別紙追加項目の「第 II 条 MFA の方針に基づいて追加で受けられるサービスと受けられないサービス」で定められた追加で受けられないサービス。

5.2 プロバイダー。 MFA は、別紙追加項目の「第 III 条 MFA の方針の対象となるプロバイダーと対象にならないプロバイダー」で定められているように、MFA 方針が適用されている医療ケアプロバイダーによって提供される要件を満たした対象サービスのみ適用されます。

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	4 / 17

- 5.3 プログラムの情報と MFA への申請方法。** MFA プログラムに関する追加情報や申請方法は別紙追加項目の「第 IV 条 MFA プログラム情報と申請」にまとめられています。
- 5.3.1 プログラム情報。** MFA 方針の写し、申請用紙、説明、分かりやすくまとめられた概要（方針の概要、パンフレットなど）は、KFHP あるいは H のホームページ、電子メール、直接受け取り、郵送によって無料でどなたでも入手可能です。
- 5.3.2 MFA への申請。** KFHP および H で治療を受けている最中や受けた後に、患者は MFA プログラムに申請することができます。その申請方法として、面談、電話、申請用紙の送付など様々な方法があります。
- 5.3.2.1 その申請方法として、面談、電話、申請用紙の送付など様々な方法があります。** 患者の公的および民間プログラムの利用資格に関する審査 KFHP および H では、MFA プログラムへの申請に際して患者の資力に関する相談に応じており、医療利用のニーズに役立つ可能性のある公的あるいは民間医療保険プログラムを特定します。尚、公的あるいは民間の医療保険プログラムの利用資格があると推定される患者は保険プログラムへの加入が必要となります。
- 5.4 MFA 申請に際して必要な情報。** 患者が MFA プログラムや公的あるいは民間の医療保険プログラムの利用資格があるかどうか確定するにあたり、患者の所得状況を確認する必要があります。そのためには患者の完全な個人情報、所得の情報、その他情報が必要になります。情報が不完全であると MFA の申請が認められない場合もあります。尚、情報は書面、面談、電話で提供することができます。
- 5.4.1 所得状況の確認。** 患者の所得状況は、患者が支援の受給を申請する度に確認されます。外部データソースを使って患者の所得状況が確認できたら、患者は所得の明細を提出する必要がない場合もあります。
- 5.4.2 所得状況の情報やその他情報の提供。** 外部データソースや患者から送られてきた情報を使って患者の所得状況が確認できない場合、所得状況確認のため、患者は MFA プログラムの申請書類に記載されている情報を提出することができます。
- 5.4.2.1 完全な情報。** MFA プログラムの利用資格は、提出すべき個人情報、所得の情報、その他情報が全て揃ってから確定されます。
- 5.4.2.2 不完全な情報。** 提出すべき情報が不完全である場合、患者は届いた情報が不完全であることを直接担当者から告げられるか、郵送あるいは電話で通告されます。患者は、情報が不完全であると通告する書類が送られた日、担当者から食告げられた日、あるいは電話で通告を受けた日から 30 日以内に欠けている情報を提出することができます。

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	5 / 17

5.4.2.3 提出を求められた情報を入力できない。 プログラムの申請要項で説明されている提出すべき情報を持っていない患者はKFHPおよびHに問い合わせ、利用資格があることを証明でき得るその他証拠について相談します。

5.4.2.4 所得の情報がない場合。 患者は所得に関する簡単な情報（収入と可能であれば収入源など）を提出する必要があります、
 (1) 患者の所得状況が外部のデータソースを使用しても確認できない場合、(2) 所得に関して提出すべき情報が閲覧不可能な場合、(3) プログラムの利用資格がある可能性を証明するその他情報がない場合において、その妥当性を証明する必要があります。所得に関する簡単な情報やその妥当性の証明は、患者が以下の場合に必要となります。

5.4.2.4.1 患者がホームレスである場合

5.4.2.4.2 患者に収入がない、雇用主から正式な給与明細書を受け取っていない（但し、自営業者は除く）、謝礼金を受け取っている、あるいは前年に連邦または州の所得税確定申告の必要がなかった、

5.4.2.4.3 国中あるいは地域の災害の影響を受けている場合
 （下記のセクション5.11を参照してください）

5.4.3 事前承認を受けた患者。 患者は、以下のような場合、プログラム対象者と推定されるだけでなく、所得状況を確認するための個人情報、所得の情報、その他の情報を提出する必要はありません。

5.4.3.1 (1) 連邦政府、州政府あるいは地方政府、(2) 地域ベースの提携機関、または(3) 地域の医療関連行事の後援をしたKFHPおよびHによって事前承認を受け紹介された患者で Community MFA (CMFA) プログラムを利用している場合

5.4.3.2 低所得者を対象にした医療サービス利用を支援するために設定されたKP地域互恵プログラムを利用しており、KFHPおよびHの担当者によって事前承認を得ている場合

5.4.3.3 資力を考慮して提供しており信頼できる医療保険プログラム（Medicare Low Income Subsidy Program など）に加入している場合

5.4.3.4 過去30日以内にMFAの医療資金援助を事前に認められた場合

5.4.4 患者の協力。 患者は必要な全情報を提出できるよう相応の努力をする必要があります。必要な情報が提出できない場合、その状況はプログラム利用資格の決定時に評価検討されます。

5.5 推定利用資格の決定。 申請していない患者でも、外部データソースを利用することによって所得状況が確認された場合、MFAプログラム対象者として承認される可能性があります。対象者であると確定した場合、患者は、自動的にMFAの医療資金援助対象者として認められ、医療資金援助を辞退する選択肢を提示した通

方針名：医療資金援助 (Medical Financial Assistance)	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	6 / 17

知を受け取ります。患者は、以下の場合、申請をせずにプログラム利用可能と判断される可能性があります。

5.5.1 医療保険がなく、(1) KP 施設で対象サービスを受けることになっており、(2) 患者が医療保険を持っていると示唆しておらず、および (3) Medicaid 対象者ではないと推定される場合

5.5.2 KP 施設で対象サービスを受けたことがあり、金銭的に苦難（不良債務の照会より前に未払い金が特定されたなど）があるという兆候が見られる場合

5.6 **プログラム対象基準。**別紙追加項目の「第Ⅴ条 対象基準」にまとめられている通り、MFA 対象患者は、患者の資力や高額な医療費負担を考慮した基準に基づいて、資金援助を受けることができる資格がある可能性があります。

5.6.1 **資力を考慮した基準。**患者は、資力を考慮した対象者基準を満たしているかどうか確定するために評価されます。

5.6.1.1 **所得レベルに基づいた受給資格。**連邦貧困ガイドライン (FPG) のパーセンテージが資金援助対象となっているように、世帯収入が KFHP および H の資力を考慮した基準以下か同等である患者。

5.6.1.2 **世帯収入。**所得要件は世帯の家族に適用されます。家族とは、出生、結婚、あるいは養子縁組によって居住を共にする 2 人以上で形成された集団を指します。家族とは、配偶者、要件を満たしている家庭内パートナー、子ども、介護などをする親類、および世帯で育てられている介護などをする親類の子どもなどです。

5.6.2 **高額医療費負担の基準。**患者は、高額医療費負担対象者基準を満たしているかどうか確定するために評価されます。

5.6.2.1 **高額医療費負担に基づく受給資格。**12 ヶ月を越える期間において、医療・医薬品に伴う対象サービスへの自己負担額が世帯収入の 10% 以上か同等である収入レベルの世帯に属する患者

5.6.2.1.1 **KFHP および H の自己負担。**対象サービスにかかった診察前の一定自己負担額、前金、医療費の一定割合自己負担額、免責額など KP の施設でかかった医療費や薬代。

5.6.2.1.2 **非 KFHP および非 H の自己負担。**医療、医薬品、歯の治療など非 KP の施設で提供された対象サービスに対して患者が負担した費用を含みます（但し、割引き分や控除された分は除く）。患者は非 KP の施設で受けたサービスに対して支払った費用の明細を提出する必要があります。

5.6.2.1.3 **医療保険料。**自己負担額には医療保険に関わる費用（保険料など）は含まれません。

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	7 / 17

5.7 不適用通告と不服申し立て

5.7.1 不適用通告。MFA プログラムに申請してはいるが対象基準を満たしていない患者には、書面か口頭で MFA プログラム利用に対する不適用通告があります。

5.7.2 MFA 不適用通告に対する不服申し立ての方法。申請や提供した情報が適切に処理されなかったと考える患者はその決定に対して不服を申し立てることができます。不服申し立て手続きの手順は MFA 不適用通告書に記載されています。不服申し立ては KFHP および H の担当者が調査審議を行います。

5.8 資金援助のしくみ。MFA の医療資金援助は、承認された日、サービスを受けた日、あるいは医薬品が投与された日から始まります。MFA の医療資金援助は支払期限を経過した支払いや未払額にのみ適用されます。

5.8.1 資金援助の基準。MFA による資金援助は患者が医療保険に加入しているかどうか、および患者の世帯収入によって決定されます。

5.8.1.1 医療保険なし（未加入）の MFA 対象患者。医療保険未加入の対象患者は全対象サービスにかかった費用に対して割引を受けます。

5.8.1.2 医療保険のある（加入）の MFA 対象患者。医療保険に加入している対象患者は（1）自己負担した、および（2）医療保険が負担しなかった全対象サービスにかかった費用に対して割引を受けます。患者は、医療保険が負担しなかった額の確認のために保険給付明細書（Explanation of Benefits, EOB）などを提出する必要があります。

5.8.1.2.1 保険会社から受け取った支払い。医療保険に加入している対象患者は、加入している保険会社から受け取った KFHP および H が提供したサービスに対する支払いに関して、必要書類に署名をして KFHP および H に譲渡する必要があります。

5.8.1.3 割引スケジュール。本契約で利用可能な割引に関する追加情報は、添付の補遺、セクション VI 「割引スケジュール」に記載されています。

5.8.1.4 合意による払い戻し。KFHP および H は、第三者との未決済債務の決済および個人保険の保護の合意、支払人、その他法的に責任を担う当事者からの払い戻しを規定通りに追求します。

5.8.2 資金援助の期間。MFA の医療資金援助の期間は、承認された日、サービスを受けた日、あるいは医薬品が投与された日から始まります。別紙追加項目の「第 VII 条 資金援助の期間」にまとめられている通り、対象患者に対する MFA の医療資金援助の期間は以下の通り様々な方法で決定されます。

5.8.2.1 一定期間。

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	8 / 17

- 5.8.2.2 通院期間や同一疾患の治療期間。** KPのプロバイダーが決定した特定の通院期間や同一疾患の治療期間。
- 5.8.2.3 公的あるいは民間医療保険プログラム加入対象となり得る患者。** 患者が公的あるいは民間医療保険プログラムに申請している最中、一時的に MFA の医療資金援助を受けることが認められる可能性があります。
- 5.8.2.4 医薬品に対する 1 回限りの資金援助。** MFA プログラム申請前、患者は、（1）MFA の医療資金援助を受けておらず、（2）KP のプロバイダーによって KFHP および H の薬局で処方箋が発行され、かつ、（3）処方薬に対する支払い能力がないと意思表示をした場合、医薬品に対する 1 回限りの資金援助を受けることができます。1 回限りの資金援助は KP のプロバイダーが医療上適切であると判断した医薬品が対象となります。
- 5.8.2.5 資金援助期間延長の依頼。** 患者は、MFA が定めた対象者としての資格要件を満たしている間なら、MFA の医療資金援助期間の延長を依頼することができます。延長の依頼は個別に審査します。
- 5.8.3 資金援助の撤回、取り消し、改正。** KFHP および H は、同グループの判断の下、特定の状況において MFA の医療資金援助を撤回、取り消し、あるいは改正する可能性があります。その状況とは以下の通りです。
- 5.8.3.1 詐欺、窃盗、所得状況の変化。** 詐欺、虚偽の陳述、窃盗、患者の所得状況の変化、あるいは MFA プログラムの評価を損なうその他状況。
- 5.8.3.2 公的あるいは民間医療保険プログラム加入対象。** 患者は公的あるいは民間医療保険プログラム加入の審査を受けた患者は対象者と推定されますが、これらプログラムの申請手続きとは連携しません。
- 5.8.3.3 確認済みその他支払い源。** 患者が MFA の医療資金援助を受け取った後に医療保険やその他支払い源が確認されると、対象サービス費用に対する再請求を遡及的に行うこととなります。このような状況になった場合、患者には、（1）患者自身に支払い責任がある分、（2）患者の医療保険やその他支払い源によって支払われなかった分は請求しません。
- 5.8.3.4 医療保険内容の変更。** 医療保険内容に変更があった場合は、MFA プログラムに再度申請する必要があります。
- 5.9 請求の制限。** Kaiser Foundation Hospitals で提供した対象サービスに対する費用全額（総額）を MFA 対象患者に請求することは禁じられています。Kaiser Foundation Hospitals で対象となる病院サービスを受けており、さらに MFA プログラム適用資格があるにもかかわらず、MFA の医療資金援助を受けていないか拒否された患

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	9 / 17

者は、対象サービスに対して通常請求費（AGB）より多く請求されることはありません。

5.9.1 通常請求費。 KP の施設で緊急治療やその他の医療上必要な治療を受けた場合、そのような費用を負担してくれる医療保険を持っている患者に対する通常請求費（AGB）は、別紙追加項目の「*第 VIIj 条通常請求費（AGB）の算出の基準*」に記述されています。

5.10 徴収活動。

5.10.1 通告に関する相応の努力。 KFHP および H、あるいはその代理となる集金代行業者は、相応の努力をして FA プログラムに関する支払期限を超過した支払いや未払額に関する通告を行います。通告に関する相応の努力とは以下のような内容などです。

5.10.1.1 退院後 120 日以内に MFA は集金担当がいるという内容を書面（1 通）で当該患者に通告します。

5.10.1.2 KFHP および H、あるいはその代理となる集金代行業者が、支払差額に関する回収の準備を進めており、その業務実地は書面での通告から 30 日以上経ってから行うという特別集金業務（ECA）の一覧表を添付した書面通知を提供します。

5.10.1.3 分かりやすくまとめられた MFA の方針を始めて病院を利用した患者に配布する案内書と一緒に提供します。

5.10.1.4 当該患者に MFA の方針や MFA の申請手続きを通した支援の受け方を口頭で通知するよう努力します。

5.10.2 特別集金業務の停止。 KFHP および H は、患者が以下のような場合、集金代行業者に当グループの代理で特別収集業務（ECA）の業務遂行を委ねたり業務遂行の許可を与えたりすることはありません。

5.10.2.1 現在、MFA の医療資金援助を受けている

5.10.2.2 ECA の後、MFA の申請を始めた。資格有無審査の最終判断があるまで ECA が一時的に停止している

5.10.3 許可されている特別集金業務。

5.10.3.1 相応の努力に関する最終的決定。 いかなる ECA を開始する前に、各地域の収益サイクル患者用金融サービスリーダーが今の内容を確実にします。

5.10.3.1.1 MFA プログラムの患者に対して行う相応の努力をした通告の完了

5.10.3.1.2 MFA に申請するまでに最初の請求書発行から少なくとも 240 日が患者に与えられた

5.10.3.2 消費者信用機関や信用調査所への報告。 KFHP および H、あるいはその代理となる集金代行業者は、支払不能の事実を消費者信用機関や信用調査所に報告する可能性があります。

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	10 / 17

5.10.3.3 訴訟や民事訴訟。訴訟や民事訴訟を起こす前に、KFHP および H は外部のデータソースを使って患者の所得状況を立証して、患者が MFA プログラムの対象であるかどうか決定します。

5.10.3.3.1 MFA の対象となる場合。MFA プログラムの対象となった患者に対して、追加調査は行いません。MFA のアカウントはキャンセルされ、過去の実績ベースになります。

5.10.3.3.2 MFA の対象とならない場合。極限られたケースにおいて、以下の業務が地域の最高財務責任者や業務担当者からの事前承認の下、遂行される可能性があります。

5.10.3.3.2.1 賃金の債権差し押さえ

5.10.3.3.2.2 訴訟/民事訴訟無職/失業中で他の主要な所得がない個人に対しては、法的措置は行使されません。

5.10.3.3.2.3 留置権

5.10.4 禁止されている特別集金業務。KFHP および H は、どのような状況においても、以下のような業務を遂行したり、許可したり、また、集金代行業者に遂行することを許可したりしません。

5.10.4.1 救急治療や医療上必要な治療を施す前に当該患者の未払い金支払い滞納を理由にした保留、拒否、あるいは支払要求

5.10.4.2 第三者に当該患者の負債を販売

5.10.4.3 資産や口座の差し押さえ

5.10.4.4 逮捕状の請求

5.10.4.5 肉体差し押さえの令状請求

5.11 災害対応。KFHP および H は、州政府や連邦政府によって災害と認められるような大変な出来事によって影響を受けている地域および患者が利用できる支援を強化するために、MFA プログラムの資格基準および申請プロセスを一時的に修正することがあります。

5.11.1 潜在的な利用資格の修正。MFA 資格基準の一時的変更には、下記が含まれることがあります。

5.11.1.1 資格制限の保留

5.11.1.2 資力を考慮した基準のしきい値の増加

5.11.1.3 高額医療費負担の基準のしきい値の低下

5.11.2 潜在的な申請プロセスの修正。MFA 申請プロセスの一時的な変更には、下記が含まれます。

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	11 / 17

5.11.2.1 所得に関する簡単な情報（収入と可能であれば収入源など）を提出する必要がある、1)患者の所得状況が外部のデータソースを使用しても確認できない場合、2) 所得に関して提出すべき情報が大きな出来事により閲覧不可能な場合、3) プログラムの利用資格がある可能性を証明するその他情報がない場合において、その妥当性を患者が証明することを許可する。

5.11.2.2 世帯収入を判断する際に、出来事による今後の賃金や雇用の損失の影響を考慮する。

5.11.3 一般に公開される情報。 一時的な MFA プログラムの変更に関する説明は、MFA プログラムのホームページおよび対象地域の KP 施設で一般公開されません。

6.0 参照文献および別表

6.1 別紙 A - 方針に関する用語集

6.2 法令、規定、および資源

- 6.2.1** 患者保護並びに医療費負担適正化法、公法 111-148（Patient Protection and Affordable Care Act, Public Law 111-148）
（統計 124. 119（2010年））
- 6.2.2** 連邦官報および連邦貧困ガイドライン（Federal Register and the Annual Federal Poverty Guidelines）
- 6.2.3** 米国内国歳入庁広報、2014年スケジュールHの説明（Internal Revenue Service Publication, 2014 Instructions for Schedule H）（Fフォーム990）
- 6.2.4** 米国内国歳入庁通知2010-39年（Internal Revenue Service Notice 2010-39）
- 6.2.5** 米国内国歳入庁コード、26 CFR パート1、53, and 602、RIN 1545-BK57、RIN 1545-BL30、RIN 1545-BL58 – 慈善病院への追加条件（Internal Revenue Service Code, 26 CFR Parts 1, 53, and 602, RIN 1545-BK57; RIN 1545-BL30; RIN 1545-BL58 – Additional Requirements for Charitable Hospitals）
- 6.2.6** カリフォルニア病院協会 – 病院の財政的支援政策および共益法2015年（California Hospital Association – Hospital Financial Assistance Policies & Community Benefit Laws, 2015）
- 6.2.7** 米国カトリック保健協会 – 共益のプランニングと報告に関するガイド2012年（Catholic Health Association of the United States – A Guide for Planning & Reporting Community Benefit, 2012）

6.3 プロバイダーの一覧

- 6.3.1** プロバイダーの一覧は以下 KFHP および H のホームページでご覧いただけます。

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	12 / 17

- 6.3.1.1** Kaiser Permanente of Hawaii
- 6.3.1.2** Kaiser Permanente of Northwest
- 6.3.1.3** Kaiser Permanente of Northern California
- 6.3.1.4** Kaiser Permanente of Southern California
- 6.3.1.5** Kaiser Permanente of Washington

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	13 / 17

別紙 A

方針に関する用語集

Community MFA (CMFA) は、事前に計画された慈善医療プログラムを指し、KP の施設において地域の機関と弱者対策機関が連携して低所得で医療保険に未加入か十分な保険に加入していない患者を対象に慈善医療サービスを提供しています。

長期使用が可能な医療機器 (DME) には、標準の杖、松葉杖、吸入器、介護用品、自宅用ドア掛けトラクション・ユニット、車椅子、ウォーカー、病院内ベッド、DME 基準で特定された自宅用酸素などが含まれます。DME には、矯正器具、人口装具（様々なスプリントや矯正器具、人工喉頭や用品）、および市販の医療用品や織物類（泌尿器関連用品や傷など創傷被覆材など）は含まれません。

対象患者とは、同グループの方針に記載されている対象基準を満たしており、（1）医療保険未加入している、（2）公的プログラムの保険を利用している（Medicare、Medicaid、あるいは医療情報交換から購入した保険）、（3）KFHP 以外の医療保険に加入している、あるいは（4）KFHP の医療保険に加入している個人です。

外部データソースとは、MFA プログラム利用に関する患者の資格審査を行っている際、患者の所得状況を立証あるいは確認する目的で KP が使用する患者の資力情報を提供する第三者供給業者や信用調査機関などです。

連邦貧困ガイドライン (Federal Poverty Guidelines, FPG) とは、米保健福祉省が発表する、米国での貧困層決定付ける年収のレベルを表したもので、毎年、改訂されて連邦官報に掲載されます。

資力に関する相談とは、KP の施設で受けたサービスに対する支払いをする際、患者が利用できる様々な資金援助や医療保険について患者の相談に応じるプロセスです。資力に関する相談を行う対象となる患者は、医療保険未加入者、十分な保険に加入していない者、患者負担額を支払う能力がないと意思表示した者などですが、このような患者だけに限りません。

ホームレスとは、以下のような場所に居住しているか、そのような状況下に置かれている個人の状況を表します。

- 車、公園、歩道、（道路沿いの）廃屋など人間の住居ではない場所
- 緊急一時宿泊施設
- 路上生活や緊急一時宿泊施設での生活を強いられてきたホームレスを対象にした通過施設や支援施設
- 上記のような場所に居住しているが、短期間（連続 30 日まで）病院や他の医療施設に滞在
- 民営の借家から 1 週間以内に立ち退きを迫られている、または、次に住む場所が定まっていない状況において家庭内暴力から逃れようとしている状況で、住む場所を得るために必要な情報や支援ネットワークがない状態
- 次に住む場所が定まっておらず、また、住む場所を得るために必要な情報や支援ネットワークがない状態にもかかわらず、連続 30 日以上滞在した精神疾患患者用施設や薬物依存治療施設から 1 週間以内に退院する状態

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	14 / 17

別紙 A

方針に関する用語集（続き）

KP とは、Kaiser Permanente Insurance Company（KPIC）を除く、Kaiser Foundation Hospitals、Kaiser Foundation Health Plans、Permanente Medical Groups、およびそれぞれの系列団体を指します。

KP の施設とは、患者看護に使用される場所など（建物、KP のフロア、部屋、その他 KP の建物の内部・外部エリアなど）事業機能として KP が所有あるいは賃貸契約を結んでいる建物の内部・外部エリアを含む物理的建物などです。

資力を考慮とは、外部データソースや患者から提供された情報を使い、患者個人の所得が連邦貧困ガイドライン（Federal Poverty Guidelines）で示されている特定のパーセンテージを越えているかどうかによって公的医療保険プログラムや MFA を利用する資格を判断するための方法です。

医療資金援助（MFA）とは、医療上必要な治療に対する費用の全額あるいは患者負担額を支払うことができず、かつ、公的あるいは民間の資金源を使い果たしてしまっている患者を対象にした、医療費の支払いを目的とした金銭的支援の提供です。医療費にかかった費用全額あるいはその患者負担額の支払いに支援を得るには、患者はプログラムの基準を満たしている必要があります。

医療用品とは、医療上必要なサービスを提供している間、資格を有する医療プロバイダーが用いるスプリント、スリング、創傷被覆材、包帯など、再度使用不可能な医療で用いる素材であり、患者が他の施設から購入したり入手したりした用品は除きます。

医薬品に関する免除とは、KP Senior Advantage のパート D に加入しており、Medicare のパート D を利用しても処方薬の費用を払うことができない低所得者に対して資金的な援助を提供することです。

弱者対策機関とは、公立病院、地域医療センター、教会、ホームレス用施設、可動式医療センター、学校などで医療保険に加入していない患者に対して直接医療サービスを提供する非営利組織や政府機関のシステムを指します。

十分な医療保険に加入していない患者とは、医療保険に加入しているにもかかわらず、保険料、一定自己負担額、医療費の一定割合自己負担額、免責額などの支払い責任が非常に大きな金銭的負担になっているだけでなく、自己負担額のために必要な医療サービスを受けていないか遅延している個人のことです。

医療保険未加入の患者とは、医療保険に加入していないか、連邦あるいは州が提供する医療サービス費用支払いのための資金援助を受けていない個人のことです。

社会的弱者とは、社会経済的地位、疾患、民族、年齢、その他障害の有無を理由に他と比較して健康や福祉に危険性があるとされる人口統計上のグループなどを指します。

肉体差し押さえの令状とは、民事的裁判所侮辱として個人を拘束するよう当局に指示を出す裁判所主導のプロセスで、逮捕状に似ています。

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	15 / 17

追加項目：Kaiser Permanente Washington

- I. Kaiser Foundation Hospitals 施設。** 本方針は、ワシントン地域内にある次の Kaiser Foundation Hospitals に適用されます。

Kaiser Permanente Central Hospital

- II. MFA に関する保険契約に基づいて追加で受けられるサービスと受けられないサービス**

a. 利用可能な追加サービス

- i. KP プロバイダーが医療上必要と判断して注文し、KP Audiology/Hear Center を通じて購入する補聴器
- ii. KP プロバイダーが医療上必要と判断して注文し、KP Audiology/Hear Center を通じて購入する視力補助用品およびハードウェア

b. 追加で受けられるサービス

- i. **長期使用が可能な医療機器（DME）。** 契約業者によって供給された DME は除外されます。これはその用品が KP のプロバイダーによって注文された場合でも同様です。
- ii. 緊急および非緊急輸送

- III. MFA の方針の対象となるプロバイダーと対象にならないプロバイダー。** KFHP 施設のうち MFA 方針の適用対象となる、および適用対象とならないプロバイダーのリストは、KFHP/H MFA ウェブサイト (www.kp.org/mfa/wa) に無料で公開されています。

- IV. プログラム関連情報および MFA への申請。** MFA 方針のコピーや申請書、申請手順、概要（プログラムのパンフレット）を含む MFA プログラム関連情報は、電子形式またはハードコピー形式でどなたにも無料で入手できます。MFA プログラムへの申込を希望する患者は、KFHP/H での治療中または治療後に、対面で直接または電話や郵送といったさまざまな方法により申請を行うことができます。（上記のセクション 5.3 および 5.4 を参照してください。）

- a. **KFHP/H ウェブサイトからプログラム関連情報をダウンロードする。** MFA ウェブサイト (www.kp.org/mfa/wa) から、プログラム関連情報の電子コピーを入手できます。
- b. **プログラム関連情報を電子メールで請求する。** プログラム関連情報の電子コピーを電子メールでご請求いただいただけます。

方針名：医療資金援助 (Medical Financial Assistance)	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	16 / 17

- c. **プログラムの情報を直接受け取る。** セクション I、*Kaiser Foundation Hospitals* にリストされた Kaiser Foundation Hospitals の入院部門または救急部門で、プログラム関連情報を入手できます。また、各 KP 救急医療施設の事務所職員にもお問い合わせいただけます。職員による対応が可能な施設は以下のとおりです。

Capitol Hill Medical Center	Olympia Medical Center
Tacoma Medical Center	Bellevue Medical Center
Silverdale Medical Center	

- d. **プログラムの情報請求や電話による申請。** お電話でご連絡いただければ、職員が関連情報の提供および MFA 利用資格の判断、MFA 申請手続きのサポートを行います。月曜から金曜の午前 8 時から午後 5 時（太平洋標準時刻）までに、以下の番号までお電話ください。

電話番号：206-630-1702、または
1-800-442-4014、オプション 4、オプション 7、または
TTY：1-800-833-6388 または 711

- e. **郵送でプログラム関連情報を直接請求する、または申請する。** 記入済みの MFA プログラム申請書を郵送にてご送付いただくことで、関連情報を請求し、また MFA にお申し込みいただくことができます。情報の請求先および申請書の送付先は以下のとおりです。

Patient Financial Services
Attention: Medical Financial Assistance
PO Box 34584
Seattle, Washington 98124-1584

- f. **記入した申請書を直接持って行く。** 記入済みの申請書を、KP 施設の受付デスクまたは事務所まで直接お持ちいただくことができます。

V. 受給資格基準。 MFA 利用資格の判断においては、患者の世帯収入考慮されます。（上記のセクション 5.6.1 を参照してください。）

- a. 資力調査基準：連邦貧困基準（Federal Poverty Guidelines, FPG）の 300% を上限とする

VI. 割引スケジュール。 医療資金援助の受給資格のある患者に対し KP が課す料金は、プログラムの患者資格に使用された受給資格基準の種類に基づいています。

- a. **ミーンズテストの基準を満たす患者。** ミーンズテストの基準を満たす患者は、提供されたサービスに対する患者負担額の 100% を受領します。
- b. **高額医療費基準を満たす患者。** 高額医療費基準を満たす患者は、提供されたサービスに対する患者負担額の 100% を受領します。

方針名：医療資金援助（Medical Financial Assistance）	方針番号：NATL.CB.307
所有部門：National Community Benefit	発行日：2020年1月1日
管理責任者：医療費援助ディレクター	17 / 17

VI. 資金援助の期間。 MFAの医療資金援助は、承認された日、サービスを受けた日、あるいは医薬品が投与された日から始まります。MFAの医療資金援助は限られた期間のみ有効です。（上記のセクション5.8.2を参照してください。）

- a. 一定期間に基づく最長期間：
 - i. 対象サービスに対する標準の資金援助：上限 180 日間
 - ii. 医療保険未加入の推定利用資格者に対する資金援助：30 日間
- b. 通院や同一疾患の治療の最長期間：上限 180 日間
- c. 公的あるいは民間医療保険プログラム加入資格がある可能性がある保険未加入患者に対する最長期間：上限 30 日間
- d. 医薬品に対する 1 回限りの資金援助の最長期間：認可された処方薬の調剤に必要なとなる最小日数

VII. 通常請求費（AGB）の算出方法。 KFHP/Hは、治療に対する請求総額に AGB 率を乗算する遡及法を用いて、緊急治療および医療上必要であるその他の治療の AGB を算出します。AGB 率と計算方法に関する詳細は、KFHP/H MFA ウェブサイト (www.kp.org/mfa/wa) をご覧ください。